諮問庁：防衛大臣
諮問日：令和８年４月２１日（令和８年（行情）諮問第５２９号）
答申日：令和８年１０月２８日（令和８年度（行情）答申第７１９号）
事件名：日米防衛相会談の対外想定問答に該当する文書の開示決定に関する件
（文書の特定）

答　申　書

第１　審査会の結論

別紙の１に掲げる文書（以下「本件請求文書」という。）の開示請求につき、別紙の２に掲げる各文書（以下、順に「文書１」ないし「文書１０」といい、併せて「本件対象文書」という。）を特定し、開示した決定については、本件対象文書を特定したことは、妥当である。

第２　審査請求人の主張の要旨

１　審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）３条の規定に基づく開示請求に対し、令和７年１２月２４日付け防官文第２９５５９号により防衛大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

２　審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書によると、おおむね以下のとおりである。

（１）ないし（５）（略）

（６）他に文書がないか確認を求める。

審査請求人には確認する手段がないので、他に文書がないか念のため確認を求める。

（７）（略）

第３　諮問庁の説明の要旨

１　経緯

本件開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものであり、これに該当する行政文書として、別紙の２に掲げる１０文書（本件対象文書）を特定し、令和７年１２月２４日付け防官文第２９５５９号により、法９条１項の規定に基づく開示決定処分（原処分）を行った。

本件審査請求は、原処分に対して提起されたものである。

２　審査請求人の主張について

（１）審査請求人は、「他に文書がないか確認を求める」としているが、本

件対象文書のほかに本件開示請求に係る行政文書は保有していない。

（２）審査請求人のその他の主張は、令和７年５月１４日付け情個審第１７５５号等により情報公開・個人情報保護審査会から通知された意見を踏まえると、法１９条１項に規定する諮問をしなければならない場合に該当しない。

（３）以上のことから、審査請求人の主張にはいずれも理由がなく、原処分を維持することが妥当である。

第４　調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

①　令和８年４月２１日　　諮問の受理

②　同日　　諮問庁から理由説明書を収受

③　同年１０月２８日　　審議

第５　審査会の判断の理由

１　本件開示請求について

本件開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものであり、処分庁は、本件対象文書を特定し、全部開示する原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、文書の追加特定等を求めているところ、諮問庁は原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書の特定の妥当性について検討する。

２　本件対象文書の特定の妥当性について

（１）本件対象文書を特定した経緯について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、次のとおり説明があった。

ア　本件開示請求は、行政文書開示請求書の請求文言及び添付文書（令和７年１０月２９日付けの「日米防衛相会談の概要」）から、同会談に関する対外想定問答の類いに該当する文書の全てを求めるものと解し、本件対象文書を特定した。

イ　本件対象文書の外に本件開示請求に係る行政文書は作成・保有していない。

ウ　本件審査請求を受け、関係部署において改めて探索を行ったが、本件対象文書の外に本件請求文書に該当する文書の保有は確認できなかった。

（２）これを検討するに、上記（１）アの本件対象文書の特定方法に問題はない上、上記（１）ウの探索状況を踏まえると、本件対象文書の外に本件請求文書に該当する文書は保有していないとする諮問庁の説明に不自然、不合理な点は認められない。

他に本件請求文書に該当する文書の存在をうかがわせる事情も認められないことからすると、防衛省において、本件対象文書の外に本件請求文書に該当する文書を保有しているとは認められないので、本件対象文

書を特定したことは、妥当である。

３　審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

４　本件開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求文書の開示請求につき、本件対象文書を特定し、開示した決定については、防衛省において、本件対象文書の外に開示請求の対象として特定すべき文書を保有しているとは認められないので、本件対象文書を特定したことは、妥当であると判断した。

（第２部会）

委員　武藤京子、委員　佐藤郁美、委員　寺田麻佑

別紙

１　本件請求文書

「日米防衛相会談」（２０２５年１０月２９日）の対外想定問答のたぐいに該当するもの全て。【裏面をご参照下さい】

２　本件対象文書

文書１　令和７年１０月２９日（水）　米側代表質問
文書２　令和７年１０月２４日（金）　幹事社問　問
文書３　令和７年１０月２５日（土）　記者実問　問
文書４　令和７年１０月２７日（月）　報道官手持ち想定　問
文書５　令和７年１０月２８日（火）　記者実問　問
文書６　日米防衛相会談（Ｒ７．１０．２９）事後想定
文書７　日米共同記者会見想定（Ｒ７．１０．２９）
文書８　令和７年１０月３１日（金）　記者実問　問１
文書９　令和７年１０月３１日（金）　記者実問　問２
文書１０　日米防衛相会談　想定問答